

【特集】

弁護士会 照会制度



「昨年4月の個人情報保護法の全面施行により、弁護士会照会における照会先の回答が拒否される事例が出ているのではないか？」そんな疑問を持つ会員は少なくないだろう。そこで、今月号では、同法と弁護士会照会について考える特集を組んだ。あわせて、弁護士会照会に関する実務上の注意点や弁護士法改正問題についても掲載した。

弁護士会照会制度の有効活用例と実務上の注意点

有効活用例

弁護士会照会制度（以下「照会制度」という）は、弁護士が事件処理をする様々なケースにおいて、証拠を取得する手段として利用されているが、実際に照会制度を有効に利用している会員もいる一方、滅多に使用しない会員も多く存在していると思われる。保険会社からの依頼や相続事件を多く処理している会員などであれば、照会制度は身近かもしれないが、そうでない会員でも有効に使える場合が多々あることを、意外と知らない会員も多い。

そこで、近時の照会事例の中から、参考になると思われる活用事例を以下に紹介するので、今まで照会制度を使うことがなかった会員の方々も、これを機会に有効活用していただければ幸いである。ここでは典型的な事例をいくつか紹介する（カッコ内は照会先）。記載例については、「弁護士会照会制度（改訂版）」〔東京弁護士会調査室編（株）商事法務発行〕を参照されたい（ただし、②は未掲載）。

①電話番号の利用者の住所・銀行口座等（NTT等）

事件の相手方について、電話番号しか分からない場合、電話会社に対して照会申出することにより電話番号（固定電話・携帯電話を問わない）から、契約者又は購入者の氏名・住所、契約年月日、電話料金が銀行引落の場合に銀行口座を照会することができる。ただし銀行口座については、将来、預金債権を差し押さえる等の必要性の記載が求められる。

②携帯電話の番号（NTTドコモ、KDDI等）

相手方の携帯電話のメールアドレスが分かっている場合、そこから携帯電話の番号等を照会することができる。その上で①の照会をすれば、契約者又は購入者の氏名等が判明する。詳細は照会先によって異なるので、直接会員課宛お尋ね下さい。

③銀行預金・貯金の有無とその履歴

（東京貯金事務センター等）

遺産分割事件において、被相続人の遺産が判然とせず第三者による流用の可能性がある場合、調べたい銀

行・郵便局の口座の平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの取引の履歴を照会することができる。

④生命保険契約の有無・内容（生命保険協会）

被相続人の生命保険契約の有無・内容を調べたい場合、生命保険契約の契約日、保険の種類・番号、保険期間、保険金額、被保険者、保険金受取人等を照会することができる。

⑤日本にいる外国人の住所等（東京入国管理局）

事件の相手方が日本にいる外国人である場合、その国籍及び本籍、氏名、生年月日、外国人登録番号、居住地等を照会することができる。

⑥出入国記録（法務省入国管理局）

事件の相手方の証言の信用性を争う手段として、当時日本に居なかったということを立証したい場合、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの出入国年月日、乗降機地、利用航空便名を照会することができる。

⑦飲食店の営業主体（保健所）

事件の相手方が飲食店を営んでいる場合、その店舗の営業者の氏名・代表者名、営業の種類、屋号、許可番号、許可年月日等を照会することができる。

⑧傷病名・症状等（病院）

交通事故において損害賠償額を算定したい場合、傷病名、傷害部位、入院・通院期間、後遺症の症状固定時期等を照会することができる。

⑨実況見分調書（検察庁）

交通事故において過失割合を判断したい場合、実況見分調書の閲覧・謄写をするよう照会ができる。

⑩服役場所（法務省矯正局成人矯正課）

事件の相手方や関係者が刑務所に収容されている可能性がある場合、その刑務所名と収容年月日を照会することができる。なお「弁護士会照会制度（改訂版）」104頁には、釈放予定日まで記載してあるが、現状では釈放予定日は回答されない。

実務上の注意点

次に、実際に照会制度を使う場合の申出書の記載について、最近の傾向から注意すべき点を以下にまとめたので、申出の際は細心の注意を払っていただきたい。

①相続事件において、金融機関に対し、被相続人の過去の取引履歴の開示を求める場合の注意点

遺産分割事件の相談を受任した会員から、被相続人の遺産たる預貯金額を調査するために、被相続人の死亡日現在の預貯金残高を、あるいはそれに加え、特別受益等の有無の調査のために死亡日以前の取引履歴の開示を照会事項とする照会の申出がなされる場合がよくある。

ところが、照会申出の際には、照会の必要性及び相当性を的確に判断できるようにするため、照会申出会員に対し、照会申出書に、受任事件及び照会を求める理由を具体的かつ簡潔に記載しなければならない（照会申出審査基準細則4条2項及び6条）ところ、確かに、死亡時の預貯金の残高のみを照会事項とする場合には、「遺産の範囲を確定するために照会を求める」という程度の記載で足りると思われる。

しかしながら、死亡日以前の取引履歴の開示をも求める場合には、上記の記載ではならず、過去に遡って取引履歴を調査する必要性と調査が必要な期間及びそれらの理由について、具体的かつ簡潔に記載していただく必要がある。例えば、「平成10年〇月×日に被相続人Aが脳梗塞で入院し、それ以降、同居していた相続人Bが現実的には被相続人Aの預貯金の管理をしていた。したがって、上記の入院日である平成10年〇月×日から死亡日である平成18年〇月×日までの取引履歴の開示を求めたい」というような具体的かつ簡潔な記載を必要とする。

取引履歴を照会事項とする場合においては、上記の取引履歴の開示を求める必要性及び相当性の記載が不十分な申出書が間々見受けられ、本会の照会申出審査の円滑な運営及び照会先から速やかに回答を頂くためにも、適切な照会申出書を作成していただくことが是非とも必要となる。

②どのような場合に照会申出書を照会先へ送付することを「差支える」場合にしたらよいか？

照会申出書は、公務所又は公私の団体に照会して必

要な事項の報告を求めるものである。照会先が適切に事案の概要を把握した上で、照会事項について回答してもらうために、原則として、照会申出書に、受任事件及び照会を求める理由を具体的かつ簡潔に記載することとなっている。

しかしながら、事案によっては、事件当事者のプライバシー保護等のため、照会先に送付する書類の記載内容を簡潔なものとする、いわゆる「差支える」場合で対応した方が適切な場合も存在する。

例えば、いたずら電話等の被害にあっている方が、電話会社に対し、電話番号の使用者等の照会を求める場合には、照会を求める理由について、簡潔な記載に止め、いたずら電話の内容を詳細に記載しない方がよい場合もあるし、離婚請求事件において、相手方配偶者の退職金額を調査するため、勤務先に退職金の算出式の照会を求める場合には、当事者の記載も抽象化し、例えば「原告予定貴社従業員の配偶者、被告予定貴社従業員」等として、相手方のプライバシーに配慮した方が適切な場合もある。

差支えにすべきか否かは、最終的には個別事案に応じた個別判断にならざるを得ないが、当該事件の当事者のプライバシー等の保護のために、どの程度抽象化した記載にすべきか、そして、他方で、照会先が適切に情報を与えられ、事案を把握した上で、適切な回答ができるのかを総合的に判断して決定していただく必要がある。

③照会先宛先の要望について

電話会社に加入者情報の照会を行なう場合が典型だが、照会内容によっては、当会が特定の部門を照会先とするよう要望を受けている場合がある。

このような場合には、申出会員に照会先を訂正してもらうこととなるので、ご協力をお願いしたい。

④同意書、戸籍謄本等の添付について

○同意書について

病院を照会先として相手方の病状等について照会する場合など、相手方のセンシティブ情報の開示を求める場合には、照会先からの回答を得やすくするため、相手方の同意書を添付していただく取扱いとし、同意書を添付できない場合には、照会申出書になぜ同意書を添付できないかについて明記していただく扱いとしている。同意書の取得は照会の要件ではないが、照会審査

にあたり必要性、相当性の判断の前提としている。

○戸籍謄本について

相続預金の照会を行なう場合に戸籍謄本等を要求する照会先については、依頼者がその相続人であることがわかる戸籍謄本等の添付をお願いしている。もっとも、被相続人の出生から死亡まですべてということではなく、被相続人と依頼者とのつながりがわかるもので構わない。

ただし、社団法人生命保険協会等照会先によっては、個人情報保護法・事務ガイドライン（センシティブ情報の取得禁止）の関係で戸籍謄本の添付は不要といわれている場合もある。なお、複雑な相続の事案については、事案の把握のため、相続関係図の添付をお願いしたい。

⑤照会申出書にある「問合わせ先」の問題

照会申出書の「問合わせ先」の弁護士名と申出弁護士名が異なる場合がある。いわゆる「ボス弁」が申出弁護士名に記載してあり、いわゆる「イソ弁」が「問合わせ先」の弁護士名として書かれるというのが典型例である。このような場合は、「申出弁護士名」と「問合わせ先」弁護士名を一致させるべく、申出弁護士名を両者の連名にしてもらうか、「問合わせ先」をボス弁とし、イソ弁を担当弁護士として記載してもらう等の補正をさせていただいている。そのような記載を励行していただきたい。

なお、最近、債務整理事件関係の照会申出の際に、照会申出書にある「問合わせ先」に弁護士名ではなく、担当の事務局の名前のみを記載しているものが散見される。しかしながら、照会申出書にある「問合わせ先」は、回答を円滑かつ迅速に得られるようにするために、照会先が疑問に思った点等を直接照会申出弁護士に問い合わせできるようにしたものであり、「問合わせ先」に事務局の名前を書くことは、その趣旨に反する。よって、「問合わせ先」に事務局の名前は書いてはならない。ただ、事件の種類や内容によっては、事務局も事情をよく知っており問合わせに対応できる場合もあるかもしれないが、そのような場合でも、担当弁護士名を省略することは許されることではなく、どうしても、事務局の名前を残したいのであれば、担当弁護士の名前に加え事務局の名前を「担当」として併記しておくというような取扱いをお願いしたい。それから、弁護士法人が申出弁護士の場合は、代表社員弁護士の氏名を記入するのが原則で、当該申出にかかる受任事件につい

て指定社員弁護士がいる場合は、代表社員弁護士ではなく指定社員弁護士の氏名を書いてもらいたい。

⑥照会申出書の「受任事件の内容」及び「照会を求める理由」欄の必要以上の記載

当会の照会申出審査基準細則4条2項は「受任事件の内容は、具体的かつ簡潔に記載しなければならない」と、さらに、照会申出審査基準細則6条は「照会を求める理由は、単に『裁判に提出するため』、『受任事件の調査のため』では足りず、その趣旨が理解できる程度に具体的かつ簡潔に記載しなければならない」と、各々規定している。よって、「受任事件の内容」とか「照会を求める理由」欄を具体的に書いて充実したものにするのは原則として何ら問題ないといえ、問題ないのが原則である。しかしながら、その記載内容から合理的に判断して、そのような具体的な記載内容が照会先に伝わることとなると照会先との信頼関係が崩れたり、調査対象者のプライバシー侵害のおそれがあり、逆に不都合となることがあるので、注意が必要である。そのような場合の対応であるが、「差支える」として、照会申出書を照会先に送付しない取扱いとして、照会事項

書の中の「照会を求める理由」欄に照会先が了知しても差し障りのない程度で簡略化して書くという方法をとれば足りる。

身近な制度として活用を

調査室においては、日頃、弁護士会照会の申出書の審査を担当しているが、最近、その数が目減りしてきていると感じている。照会先が、個人情報保護法の施行もあり、照会に対して回答拒否をする場合も増えてきているし、弁護士自身としても個人情報保護の観点から弁護士会照会制度などで回答してこないとの思いこみがあるのかもしれないが、そこには、大きな誤解が存在していることに気づいて欲しい。

個人情報保護法の施行によって、これまでの弁護士会照会制度の実務になんらの影響を与えるものでもない。有効活用例を参考にして、会員の皆様方におかれましては、より身近な制度として弁護士会照会制度をこれまで以上に有効活用していただきたい。

(東京弁護士会調査室)

個人情報保護法と弁護士会照会制度

個人情報保護法に対する過剰反応

「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という）が全面的に施行されて1年以上が経過した。事業者等における個人情報に対する意識が向上し、適正な情報管理体制の構築が急ピッチで進められていると評価される一方で、個人情報保護法に対する「誤解」や「過剰反応」により、必要な情報を得ることができなくなったため、各方面で支障が生じていることが社会問題となっている。

個人情報保護法が施行されて以降、弁護士法23条の2に基づく照会（以下「弁護士会照会」という）に対しても、「個人情報保護法の規定により、回答することができません」とか「本人の同意がない場合は、個人情報保護法により回答できません」という理由で回答が

拒否される事例が散見されるようになった。

なかには「法人情報」や「死者の情報」に関する照会についても、「個人情報」を理由に回答を拒否する事例さえ見受けられる。

個人情報保護法「法令に基づく場合」

個人情報保護法16条1項は「あらかじめ本人の同意を得ないで、…利用目的を超えて個人情報を取り扱ってはならない」（利用目的の制限）とし、同法23条1項は「あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない」（第三者提供の制限）としているが、いずれの制限規定についても除外事由として「法令に基づく場合」には第三者提供等が許されることが定められている。そこで、「法令」に弁護士法23

条の2が含まれるどうか問題となるが、「含まれる」と解するのが相当であり、また通説でもある（三宅弘・小町谷育子共著「個人情報保護法」青林書院176頁、菅原貴与志著「個人情報と企業法務 第2版」民事法研究会168頁等）。

この点、施行当初は、各省庁が作成した個人情報保護法に関するガイドラインや、解説書などにおいても、「法令」の範囲が必ずしも明確にされておらず、弁護士法23条の2が「法令」に含まれると明示していないものも多かったため、現場担当者の混乱や誤解を招いた面があると思われる。日弁連弁護士会照会制度委員会はこの点を憂慮し、施行当初から各官庁や各種事業団体と協議を行ない、ガイドライン等において「法令」の例示として弁護士法23条の2を明記すべく申し入れを行ってきた。

インターネットで検索可能なガイドライン等で、「法令に基づく場合」の例示として弁護士会照会が明記されているものを以下に掲げる。

- 「法務省が所管する事業を行う事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン（逐条解説）」（法務省）
- 「債権管理回収業分野における個人情報の保護に関するガイドライン」（法務省）
- 「電気通信事業における個人情報の保護に関するガイドライン（解説）」（総務省）
- 「『個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン』等に関するQ&A」（経済産業省）
- 「『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン』に関するQ&A」（厚生労働省）
- 「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針について」（社団法人生命保険協会）
- 「損害保険会社に係る個人情報保護指針について」（社団法人日本損害保険協会）

「第3回個人情報保護関係省庁連絡会議説明資料（平成18年2月28日開催）」（内閣府）には、金融庁関係の問題として、「弁護士会から、振り込め詐欺に関連し、銀行に対して、弁護士法に基づく所要の弁護士会照会があった場合」について、弁護士法に基づく照会に所要の回答をすることは「法令に基づく場合」に該当するため問題がない旨を、全国銀行個人情報保護協議会

から同協会の会員（大手銀行を含め約250社）に通知したとしている。

報告（回答）義務

適切な弁護士会照会に対しては、「法令に基づく場合」に該当するので回答しても個人情報保護法違反にはならないというだけではなく、むしろ、原則として回答する義務を負うという点にも注意しなければならない。

現在の照会制度は、回答拒否に対する罰則や強制力に関する規定は設けられていないが、近時の裁判例においても、大阪地裁平成5年10月29日判決（判時1499号92頁）は「（弁護士法23条の2の）規定の趣旨は基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする弁護士の職務の公的性格の特殊性に鑑み、弁護士の右使命の遂行を容易ならしめることを目的としたものであって、照会を受けた公務所または公私の団体は、右の公共的利益のため、弁護士会に対して協力し、原則としてその照会の趣旨に応じた報告をなすべき義務を負う」と判示している。また、広島高裁岡山支部平成12年5月25日判決（判時1726号116頁）は「弁護士法23条の2の照会制度は基本的人権の擁護、社会制度の実現という弁護士の使命の公共性を基礎とし、捜査機関に関する刑法197条2項にならって設けられたものであるから、相手方には報告義務があるといえることができる」としている。

なお、弁護士会照会に対して銀行が回答を拒否した事案について、銀行の報告義務を認定した上、報告義務違反が不法行為となり得ることを明確に論じた判決が出た（大阪地裁平成18年2月22日判決。現在控訴中）ことは注目に値する。

他方、報告（回答）義務は、「照会に応じて報告することのもつ公共的利益にも勝り保護しなければならない法益が他に存在する場合」（大阪高裁昭和51年12月21日判決）には免除されると解されているので、個別事案においては、具体的な利益衡量を行ない、「保護すべき法益が、報告により得られる法益に優越する」と判断できる場合には、回答拒否に正当な理由があるといえる。前記の各種ガイドラインの中には「個別事案において回答するか否かについては利益衡量が必要」と明記しているものもあるのが、これはこの点に配慮したものと見えよう。

回答拒否の現状

個人情報保護法に対する「誤解」や「過剰反応」による回答拒否の事例は見受けられるものの、弁護士会からの関係官庁等に対する働きかけや、個別事案における照会先への説明・説得、また、照会先における弁護士会照会制度へのご理解とご協力の結果、全体の件数を見れば、回答拒否はほとんど増加していないといえる（個人情報保護法を理由とする回答拒否は発生しているが、他方で、各種ガイドラインにおいて弁護士会照会が「法令に基づく場合」に該当すると明記された結果、従前は拒否されていたものが回答された例もある）。拒否件数の増減という点においては、個人情報保護法の施行による影響は最小限に収まっていると評価できよう。

とはいえ、従前から不当と考えられる回答拒否は相当数存在し続けている。現在の制度は、回答拒否に対する罰則や強制力がないことから単なる任意協力に過ぎないと誤解している照会先や、トラブルや紛争に巻き込まれたり顧客からクレームがつくことをおそれて回答しないほうが無難であると考え一律に回答を拒否する照会先も存在している。従前から回答を拒否していた照会先が、個人情報保護法を理由にあげるようになったケースは多い。

個人情報に対する権利意識の高まり

個人情報保護法の施行は、事業者等の個人情報に対する意識だけでなく、情報主体たる個人の意識を大きく変えるきっかけともなった。自己情報に関する権利

意識が高まっている。

個人情報保護法施行後、弁護士会照会により開示された情報の主体である本人が、弁護士会に対して「なぜ本人の同意もなく、個人情報が開示されたのか」について説明を求めてきたり、照会申出書の開示を求めてきたケースがあった。また、情報主体たる本人から、情報を開示した照会先に対して、開示した理由の説明を求めてきたり、弁護士会から送付された照会書の開示を求めてきたというケースもあった。その他、申出弁護士に対して説明を求めてきたケースもあった。

個人情報といえども絶対的な法益ではなく、利益衡量の結果、照会により得られる法益が勝ると考えられる場合には、法的な報告義務がある以上、開示しなければならないことを本人に対して説明し、納得してもらうことになるが、今後、個人情報に対する権利意識の高まりに伴い、上記のようなケースが増加することもあり得る。なお、当会の事例ではないが、具体的にこなされた弁護士会照会の必要性・相当性に疑問があるとして記事になった事例もある。

申出弁護士においては、申出弁護士自身はもちろん、照会先が一定のリスクを負って回答していることも念頭に置いていただき、適切な申出書を作成されたい。照会の必要性・相当性を明確にし、照会先において適切な利益衡量を行ない、クレームに耐え得るに必要十分な情報の提供をお願いしたい。また、当会は照会申出の審査にあたり、申出書に記載されている事実については、申出弁護士の責任において認定されたものと考え、原則として証拠等の摘示は求めていないが、場合によっては、釈明や資料提示等を求める場合もあるのでご協力を願いたい。

（調査室嘱託 田畑 広太郎）

弁護士法改正運動

弁護士会照会制度の現代的意義

情報化社会が急速に進展する中で、情報の格差、偏在傾向はますます高まっている。特に消費者訴訟、医療過誤訴訟、公害訴訟、行政訴訟などいわゆる現代型

訴訟においては、圧倒的な情報格差が公正な解決に大きな支障となっている。

加えて、個人情報保護法の影響もあり、情報へのアクセスが極めて困難な状況となってきている。法的、技術的両面から匿名性が高まり、相手方の特定さえできないケースも頻出している。

また、「規制緩和」が叫ばれる中で、司法手続きによる紛争解決、正義の実現の要請はますます高まり、しかも、裁判迅速化ないし裁判外での紛争解決は重要な課題とされている。

このような社会情勢下において、情報の偏在を解消し、必要な情報を適切に取得し、紛争の公正かつ迅速な解決を実現する上で、弁護士会照会制度の持つ意義は極めて大きい。近時、いわゆる「ヤミ金」「090金融」が社会問題化した際、相手方の特定、口座の差押えに、弁護士会照会制度が大きな役割を果たしたことは、その一例である。

弁護士法改正の必要性

日弁連や各単位会の努力にもかかわらず、不当と考えられる回答拒否が相当数存在し続けている。全国で、年間約6万件ある弁護士会照会のうち、6%から7%程度は回答拒否となっているのが実状である。一律回答拒否を貫く照会先に対しては、そもそも照会申出をあきらめることが多いため、これらを含めれば、さらに回答拒否の比率は高くなる。今後、個人の権利意識の高まりとともに、クレームやトラブルを避けたい事業者が回答を拒否する事例の増加も懸念される。

そこで、日弁連は、司法制度改革における司法インフラ整備の重要な制度として弁護士会照会制度をより実効性のあるものとするべく、「報告義務（利益衡量）の明確化」「報告されない場合の日弁連の審査、勧告」「回答の目的外使用の禁止」を柱とする弁護士法改正運動に取り組んでいる。「報告義務」については、既に判例上も認められているところであるが、これを法文上明示することにより、照会先及び開示される情報の本人の弁護士会照会制度に対する理解と納得を得られやすくなる。現行法では罰則等の規定がないことから、報告義務があることは認識していても回答しないほうが無難と判断する照会先も存在するが、「日弁連の審査、勧告」の規定を設けることにより、より実効性のある制度とすることができる。「回答の目的外使用の禁止」については、本会の照会手続申出規則9条に「目的外使用の禁止」の規定があり、日弁連作成の手続モデル案にも同様の規定が設けられているところではあるが、照会先において、開示情報を他に流用される不安から回答をためらうケースもあることから、法文上、開示を受けた弁護士の義務として明示することが適当であると考えられる。

改正運動に対する会員の皆様のご協力をご理解を賜りたい。

(調査室嘱託 田畑 広太郎)

弁護士法第23条の2を改正する新旧対照条文

| 改正案 | 現 行 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体(以下、公務所等という。)に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があった場合において、当該弁護士会は、その申出を審査して、申出が適当でないとき、これを拒絶することができる。 | 1 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があった場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないとき、これを拒絶することができる。 |
| 2 弁護士会は、前項の規定による申出に基づき、公務所等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。 | 2 弁護士会は、前項の規定による申出に基づき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。 |
| 3 弁護士会から第2項により報告を求められた公務所等は、弁護士会に、必要な事項を報告しなければならない。 但し、報告を求められた公務所等は、報告しないことに正当な事由がある場合はそれを疎明してこれを拒絶することができる。 | (新設) |
| 4 弁護士会は、第2項により報告を求められた公務所等が報告を拒絶した場合あるいは報告をしなかった場合、日本弁護士連合会に対し、前項の報告の拒絶あるいは報告をしないことについての正当な事由の有無について、審査を求めることができる。 | (新設) |
| 5 日本弁護士連合会は、前項の申出にかかる審査により、公務所等の報告の拒絶あるいは報告をしないことに正当な事由がないと判断したときは、公務所等に対し、必要な事項の報告をすべきことを勧告することができる。 | (新設) |
| 6 弁護士は第2項により公務所等から報告を受けた内容を、報告を求めた目的以外に使用してはならない。 | (新設) |

*日弁連 2003年11月「弁護士会照会制度の改正に向けて」から

★照会先が社団法人生命保険協会宛の照会については、次の点にご留意下さい★

社団法人生命保険協会からの依頼事項

照会文書（照会申出書・照会事項書を含む）に記載する個人情報及び個人情報の含まれた書類の添付は、必要最小限に限定していただきたい。

(1) 本籍地について

本籍地は、個人情報保護法ガイドライン上、センシティブ情報に位置づけられており、他の個人情報よりも慎重な取扱いが求められていること、また、保険会社は本籍地情報を契約者から取得しておらず、本人特定のための参考情報に過ぎないことから、照会申出書や照会事項書の文面から本籍地を削除願いたい。

ただし、同姓同名の場合で、該当者を確定するための最後の情報として本籍地が必要な場合には、個別に対応することになる。

(2) 住所について

住所については、保険契約をした当時の住所を明記し、住所の履歴が判明している場合には、「現住所」に加え、「前住所」等、住所変更の履歴を記載願いたい。

(3) 戸籍関係書類について

弁護士会照会の際、本人及び関係者の戸籍謄本等を添付していただく場合があるが、万一の漏洩リスクもあり、契約の有無にかかわらず、全保険会社に配布することは問題であると考え。戸籍書類の添付は、「弁護士への依頼者」と「保険契約の内容を調査する該当者」との関係を確認すること等が主な目的であることから、協会に照会申出書を送付する際は、戸籍関係書類は添付せず、それに代えて、親族関係が分かるような相関図（相続関係説明図等）を必ず添付願いたい。

その後、各生保会社が契約の有無を調査した結果、該当契約が判明し、回答するに際し戸籍書類で再度確認したうえでの回答を希望する場合は、保険会社から弁護士会に連絡するので、個別に対応願いたい。

(4) 回答が不要となった場合の連絡について

保険会社からの回答が不要になった場合は、速やかに連絡をいただきたい。委任状等の提出を依頼したところ返信がないため、後日督促したところ「回答不要」との返答がなされた事例が散見されている。

(5) その他依頼事項

①照会理由の記載について

照会理由は、詳細かつ具体的に記載願いたい。

【具体例】

a) 生命保険金の受取人変更の手続について前受取人から依頼を受けた照会申出弁護士が照会の申し出をする場合

「契約者Aは、平成18年〇年〇月〇日、死亡しましたが、その直前に生命保険金の受取人変更の手続がなされていました。しかし、当時、契約者本人Aは病院に入院中で危篤状態にあったため、かかる手続をA本人が行なったとは考えられません。そこで、受取人変更の手続書類に記載された契約者名下の署名や押印が、まさにその契約者本人Aによってなされたものかどうかを確認するため、同手続書類の日付や契約者の署名・押印部分の形状をご回答下さい。なお、回答に代えて写しをいただければ幸いです。」

b) 遺産分割に際し、被相続人名義の生命保険契約に基づき、共同相続人の1人Yが受領した生命保険金額及び契約者である被相続人が払い込んだ保険料について、他の共同相続人の1人Xから依頼を受けた照会申出弁護士が照会の申し出をする場合

「被相続人が死亡するまでに払い込んだ保険料の保険料全額に対する割合を、共同相続人の1人が受け取った生命保険金に乗じて得られた額を特別受益と判断した審判例も存在することから、遺産分割の際の各相続人の相続分算定のため、共同相続人の1人であるYが受領した生命保険金額及び契約者である被相続人が払い込んだ保険料額についてご教示下さい。」

②連絡先（返信先）の記載について

協会から各保険会社に照会書を送ることになるので、受け取った各保険会社において、返信先が分からなくなってしまふおそれがあるため、連絡先（返信先である弁護士会の住所、電話番号等）は、返信用封筒だけでなく、照会文書書面にも記載願いたい。